

## 鈴鹿市物価高騰対策医療機関等運営支援給付金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、燃料価格や電気料金・ガス料金・食材費を含む物価高騰の影響を受けている市内医療機関等の負担軽減を図り、安定的かつ継続的な地域医療体制を確保することを目的とし、予算の範囲内において鈴鹿市物価高騰対策医療機関等運営支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、鈴鹿市補助金等交付規則（平成29年鈴鹿市規則第39号。以下「規則」という。）及び鈴鹿市補助金等交付要綱（平成29年鈴鹿市告示第97号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 助産所 医療法第2条第1項に規定する助産所をいう。
- (4) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。
- (5) 施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項若しくは第9条の3又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定により開設した施術所をいう。
- (6) 歯科技工所 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条の規定により開設した歯科技工所をいう。
- (7) 医療機関等 病院、診療所、助産所、薬局、施術所及び歯科技工所をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年10月1日時点において、市内に医療機関等を開設していること。
- (2) 令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間、継続して事業が行われて

いること。

(3) 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局であること。

(4) 施術所にあつては、療養費の受領委任取扱いの登録又は承諾を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としてしない。

(1) 本市の市税を滞納している者

(2) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が経営に関与している者

（給付金の額等）

第4条 給付金の額は、別表の「医療機関等種別」欄に掲げる医療機関等において、同表の「給付金の額」欄に掲げる区分ごとに算定する額又は定額として掲げる額の合計額とする。

2 前項の規定により算出した給付金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 給付金の交付は、1医療機関等につき1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年4月30日までに鈴鹿市物価高騰対策医療機関等運営支援給付金交付申請書（様式第1号）及び請求書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、規則第11条に規定する状況報告及び規則第13条に規定する実績の報告を兼ねるものとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、給付金の交付決定を行うとともに、交付すべき交付金額を確定し、鈴鹿市物価高騰対策医療機関等運営支援金交付決定兼額確定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付金額を確定したときは、速やかに申請者に給付金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、給付金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象者に該当しないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が適当でないとしたとき。

(給付金の返還)

第8条 市長は、給付金の交付の決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、交付すべき給付金の額を確定した場合において、既にその額を超える給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(帳簿等の整備)

第9条 給付金の交付を受けた者は、当該給付金の申請に関する帳簿等や証拠書類を整備し、申請の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、給付金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月20日から施行する。

別表（第4条関係）

医療機関等種別	給付金の額		
	(1)食材費分	(2)電気・ガス料金分	(3)車両燃料費分
病院及び有床診療所	基準額 2,800円×病床数	基準額 18,400円×病床数	5,900円
無床診療所（医科・歯科） 及び薬局	—	65,850円	5,900円
助産所	—	41,200円	—
施術所	—	20,600円	—
歯科技工所	—	20,600円	—

- 1 病院及び有床診療所の病床数については、令和6年10月1日時点における許可病床数とする。
- 2 有床診療所において、保有する許可病床が3床以下の場合の電気・ガス料金分に係る給付金の額は、73,600円とする。
- 3 施術所については、同一施設であん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法の両方の届出を行っている場合は、いずれか一方のみを対象とする。
- 4 車両燃料費分については、令和6年10月1日時点において東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」又は「在薬総」のいずれかの届出が受理されている施設を対象とする。なお、当該施設において車両燃料費を負担している場合に限る。

様式第1号

令和 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

鈴鹿市物価高騰対策医療機関等運営支援給付金交付申請書

標記について、次のとおり申請します。

申請者	氏名又は名称		
	住所又は所在地	(〒 - )	
	代表者の職・氏名	職名	氏名

施設名称・所在地等	医療機関等の名称		
	医療機関等の所在地	(〒 - )	
	連絡先	(電話番号)	
		(メールアドレス)	
担当者	氏名		

【病院・有床診療所】

許可病床数	床 (令和6年10月1日時点)		申請額
区分	該当する区分に○をしてください。		
食材費分			円
電気・ガス料金分 (病院・4床以上の有床診療所)			円
電気・ガス料金分 (3床以下の有床診療所)			円
車両燃料費分*			円
合計 (1,000円未満切り捨て)			円

【無床診療所・薬局】

区分	該当する区分に○をしてください。	申請額
電気・ガス料金分		円
車両燃料費分*		円
合計 (1,000円未満切り捨て)		円

【助産所・施術所・歯科技工所】

区分	該当する区分に○をしてください。	申請額
電気・ガス料金分		円
合計 (1,000円未満切り捨て)		円

- 鈴鹿市物価高騰対策医療機関等運営支援給付金交付要領第3条に掲げる要件を満たします。
- 申請内容に虚偽の事実が判明した場合は、給付金の一部又は全額を返還します。

\*病院、診療所、薬局については、令和6年10月1日時点で東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」又は「在薬総」のいずれかの届出が受理されており、かつ車両燃料費を負担している施設が対象となります。

(宛先) 鈴鹿市長

申請者 住所 (又は所在地)

氏名 (又は名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

鈴鹿市物価高騰対策医療機関等運営支援給付金交付請求書

鈴鹿市物価高騰対策医療機関等運営支援給付金として、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振り込み依頼先口座

口座振込先 金融機関	銀行		本店
	農協		支店
	金庫		出張所
	( )		( )
口座種別	普通 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類 振込先口座がわかる通帳等の写し (ただし、令和5年度鈴鹿市物価高騰対策医療機関等運営支援給付金と振込先口座が同一である場合は、提出を省略できます。)

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長

鈴鹿市物価高騰対策医療機関等運営支援給付金交付決定兼額確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました鈴鹿市物価高騰対策医療機関等運営支援給付金の交付については、下記のとおり交付決定するとともに、交付額を確定しましたので、鈴鹿市補助金等交付規則第6条第1項及び同規則第14条の規定により通知します。

記

1 交付決定・確定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件

この給付金の申請に関する帳簿等や証拠書類を整備し、申請の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。